

実績評価書(案) (7月22日時点版)

【資料1-1】

(厚生労働省5(Ⅶ-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>生活保護制度を適正に実施すること(施策目標Ⅶ-1-1) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>【生活保護制度】 ・生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されている。 ・保護の種類には、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の8種類があり、それぞれ日常生活を送る上で必要となる食費や住居費、病気の治療費などについて、必要限度で支給されている。</p>					
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>1. 生活保護制度の状況 ・生活保護受給者数は約202万人。世界金融危機以降急増したが、季節要因による増減はあるものの、近年、減少傾向で推移している。 ・年齢階級別の被保護人員は、65歳以上の者の増加が続いており、被保護人員のうち、半数は65歳以上の者が占める。ただし、保護率については、上昇傾向が続いていた65歳以上も近年は横ばい。 ・生活保護受給世帯数は約164万世帯で、類型別では、高齢者世帯が増加。高齢者世帯は約9割が単身世帯を占める。 ・いわゆる稼得年齢層である「その他世帯」の世帯数は、H20年の世界金融危機後に大きく上昇し、その後低下傾向にあったが、令和2年6月以降対前年同月比がプラスに転じている。 ※生活保護制度の目的は最低生活の保障と自立の助長であり、この2つの目的達成に向けての取り組みが本制度の最大の趣旨となっていることから、政策評価においては、就労支援と医療扶助に着目して課題設定等としている。</p> <p>2. 被保護者に対する自立支援 ・制度目的の1つである「自立の助長」における自立の概念は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分けられる。 ・被保護者に対する就労支援については、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う被保護者就労支援事業(平成25年改正法により法定化)や、公共職業安定所(ハローワーク)と連携してチーム支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を行う被保護者就労準備支援事業(予算事業)を実施してきた。 ・これら各種事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っており、引き続き取り組みを推進していく必要がある。 ・一方で、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在している。</p> <p>3. 医療扶助 ・医療扶助の適正化の取組の一つである頻回受診対策については、福祉事務所が受診回数の基準に該当する者を抽出し、主治医訪問・嘱託医協議により、頻回受診と認められた者に対して訪問指導や同行受診等に取り組み、受診行動が改善した者の割合が上昇してきているなど、一定の成果が得られている。 ・医薬品の利用の適正化に着目した取組については、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の使用原則化を実施している。</p>					
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>・生活保護の適正な制度運営のため、保護の適正な実施や自立支援が重要である。特に、生活保護の医療扶助費の適正化や生活保護受給者への就労支援の強化等の取組が必要である。KPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率及び「その他の世帯」の就労率について、実績値が目標達成には至っていない状況である。</p>				
	<p>2</p>	<p>・病気や障害、これまでの生活状況等により対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、社会生活自立等、アセスメントを丁寧を実施しつつ、被保護者の多様な課題の解決に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化していく必要がある。</p>				
	<p>3</p>	<p>・医療扶助における入院外の1ヶ月あたりの患者1人当たり受診日数の年次推移は、近年減少傾向にあり、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者(受診状況把握対象者)の数も減少してきている。 ・他方、受診状況把握対象者のうち、主治医・嘱託医が必要以上の受診と認められた者を対象として適正受診指導を行っているが、指導を受けた者のうち、改善した者の割合は47.4%に留まっている。また、対象者によっては効果が一時的で一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もあり更なる対策が求められている。</p>				
	<p>4</p>	<p>・被保護者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医療扶助における後発医薬品の原則化の措置が講じられており、引き続き、医療扶助の適正化に向けてその使用促進を図る必要がある。(参考)令和5年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合:88.2%</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>就労支援を適切に行う。</p>	<p>被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。</p>			
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う。</p>	<p>被保護者に対する就労支援(生活保護受給者等就労自立促進事業、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業、その他就労に関する取組)を適切に行うことで、制度をより適切に利用していただく必要があるため。</p>			
	<p>目標3 (課題3)</p>	<p>頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う。</p>	<p>必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。</p>			
	<p>目標4 (課題4)</p>	<p>後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う。</p>	<p>必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、医療扶助の適正化等により制度の適正な運営を行う必要があるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>
	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,924,351,051</p>	<p>2,856,688,575</p>	<p>2,980,722,745</p>	<p>2,966,047,774</p>	<p>2,948,421,316</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>-17,122,721</p>	<p>-20,998,948</p>	<p>944,995</p>	<p>-1,642,910</p>	<p>-</p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>15,763</p>	<p>94,418</p>	<p>93,737</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,907,244,093</p>	<p>2,835,784,045</p>	<p>2,981,761,477</p>	<p>2,964,404,864</p>	<p>-</p>
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>2,776,381,145</p>	<p>2,710,003,674</p>	<p>2,817,927,765</p>	<p>精査中</p>	<p>-</p>
	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>95.5%</p>	<p>95.6%</p>	<p>94.5%</p>	<p>精査中</p>	<p>-</p>
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称 第213回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明</p>	<p>年月日 令和6年3月12日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所) (包括的な支援の取組) 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度については、居住支援の強化や子どもの貧困への対応を行うため、関係法案を今国会に提出しました。</p>			

達成目標1について		就労支援を適切に行う。								
測定指標	<p>指標1</p> <p>被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率(アウトプット)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成29年度実績: 36.5%、平成30年度実績: 57.1% ※平成30年度から就労支援事業に参加する余地のない者を除外 (参考2) 令和2年度実績: 48.7%は、分母: 就労可能と判断する被保護者数(191,506人)、分子: 事業参加者の人数(93,181人)から算出したもの。</p> <p>(出典): 厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に65%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	○	(△)
		—	—	62%	65%	65%	65%	65%		
		52.1%	48.7%	49.1%	47.9%	調査中(令和7年2月頃公表予定)			(×)	
	<p>指標2</p> <p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため、本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成29年度実績: 就労・増収者43.6%、平成30年度実績: 42.4% (参考2) 令和2年度実績: 34.4%は分母: 事業参加者の人数(93,181人)、分子: 就労・増収者の人数(32,097人)から算出したもの。</p> <p>(出典): 厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に50%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	○	(△)
—		—	47.4%	50%	50%	50%	50%			
	40.4%	34.4%	36.2%	38.1%	調査中(令和7年2月頃公表予定)			(△)		
<p>指標3</p> <p>「その他の世帯」(※)の就労率(就労者のいる世帯の割合)(アウトカム)</p> <p>(※)生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯以外の世帯をいう。</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成29年度実績: 40.4%、平成30年度実績: 38.7% (参考2) 令和2年度実績: 36.3%は分母: その他の世帯の総数(228,960世帯)、分子: 就労者のいるその他の世帯数(83,061世帯)から算出したもの。</p> <p>(出典) 被保護者調査</p>								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に45%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	○	(△)	
	—	—	43%	45%	45%	45%	45%			
	39.3%	36.3%	34.0%	33.6%	調査中(令和7年2月頃公表予定)			(△)		

達成目標2について		被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う。								
測定指標	<p>指標4</p> <p>被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合 (アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成30年度実績: 21.0%、令和元年度実績: 20.3% (参考2) 令和2年度実績: 23.5%は分母: 事業参加者(13,566世帯)、分子: 状態像が向上した者(3,193世帯)から算出したもの。 (出典): 厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に26%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度		
		—	—	—	—	24%	26%	○	(△)	
		20.3%	23.5%	21.6%	20.6%	調査中(令和7年2月頃公表予定)				
	<p>指標5</p> <p>被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合 (アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野 40】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>・生活保護受給者の自立を助長するため、福祉事務所を設置する地方公共団体においては、被保護者就労支援事業・被保護者就労準備支援事業等を実施している。これらの事業の効果を評価するため本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成30年度実績: 23.9%、令和元年度実績: 25.6% (参考2) 令和2年度実績: 25.6%は分母: 事業参加者(17,895世帯)、分子: 状態像が向上した者(4,582世帯)から算出したもの。 (出典): 厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表」において、令和7年度に28%とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度			
	—	—	—	—	26%	28%	○	(△)		
	25.6%	25.6%	25.6%	21.5%	調査中(令和7年2月頃公表予定)					

達成目標3について		頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う。								
測定指標	<p>指標6</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合 (アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野④】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>生活保護受給者が適正な受診をすることは、本人の健全な日常生活を維持することに加え、制度に対する国民からの信頼を確保する点においても重要。そのため、各地方公共団体において診療日数が過度に多い生活保護受給者に対しては、個々の状況を把握し、必要に応じて指導等を行い、適正受診を図るための取組を行っている。この取組の実施状況を評価するため本指標を選定している。</p> <p>(参考1) 平成29年度実績53.9%、平成30年度実績54.1% (参考2) 令和4年度実績値47.4%は分母: 適正受診指導対象者の人数(2,051人)、分子: 適正な受診日数に改善された者の人数(973人)から算出したもの。</p> <p>※令和元年度は、適正受診指導対象者の基準を見直し対象者の範囲が拡大したことにより、実績値が下がったもの。 (出典): 厚生労働省社会・援護局保護課調べ</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、令和6年度において令和2年度改善者数割合比2割以上を目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	—	—	(令和3年度目標に向けた目安値: 62%)	(令和6年度目標に向けた目安値: 52.2%)	(令和6年度目標に向けた目安値: 55.5%)	58.8% (2020(令和2)年度比改善者数割合2割以上)	58.8% (2020(令和2)年度改善者数割合比2割以上)	○	(△)	
	49.0%	49.0%	44.9%	47.4%	集計中(令和7年2月中旬公表予定)					

達成目標4について		後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う。								
測定指標	指標7 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率（アウトプット） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野58】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	・医療扶助における後発医薬品の使用促進については、後発医薬品の使用割合が80%未満の地方公共団体においては、その理由を分析し、対応方針を記した「後発医薬品使用促進計画」を策定することとしている。これを踏まえ、該当する地方公共団体における策定状況を評価するため本指標を選定している。 （参考1）平成28年度実績99.88%（※目標値の設定は平成28年度から） （参考2）令和4年度実績値100%は分母：後発医薬品の使用割合が80%未満の福祉事務所設置自治体数（66団体）、分子：後発医薬品使用促進計画が策定済みの福祉事務所設置自治体数（66団体）から算出したもの。 （出典）：厚生労働省社会・援護局保護課調べ							
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	「新経済・財政再生計画改革工程表」において、目標値を100%としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
	—	99.6%	97.4%	100.0%	100.0%	集計中（令和7年2月中旬公表予定）	—			
	指標8 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合（アウトカム） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野58】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	・医療扶助における後発医薬品の使用促進については、生活保護法において後発医薬品の使用原則化を規定するなど、各種の取組を実施しているが、その実施状況を評価するため本指標を選定している。 （参考1）平成29年度実績73.3%（平成29年6月審査分）、平成30年度実績77.6%（平成30年6月審査分） （参考2）令和5年度実績値88.2%は分母：生活保護受給者に処方された薬剤総量（333,472,127個）、分子：うち後発医薬品の個数（294,226,457個）から算出したもの。 （出典）：厚生労働省社会・援護局保護課調べ							
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、毎年度、全ての都道府県で使用割合を80%以上とすることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	毎年度	○	
—		80%	80%	80%	80%	80%	80%			
—	86.2%	87.8%	87.7%	86.4%	88.2%	—	○			

※ 平成4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	(有識者会議WG後に記載)
-----------------	---------------

総合判定	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④【進展が大きくない】
		(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】
		(判定理由) 【達成目標1：就労支援を適切に行う】 ・指標1（被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率（アウトプット））については、被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を65%になるよう目標を設定していた。令和5年度実績値は現在集計中であるものの、令和2～4年度は新型コロナウイルスの影響により対面での支援が困難であった等、事業実施の効果が現れるのは厳しい状況であった。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度においては、令和4年度の実績値（47.9%）を下回るとは想定されないが、目標に対する達成度合いが8割（52%）以上になると見込むことは困難であることから、指標の達成状況としては「(×)」(未達成)と判断した。 ・指標2（就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合（アウトカム））については、就労増収者の割合を50%になるよう目標を設定していた。令和5年度実績値は現在集計中であるものの、令和4年度実績値は、38.1%で対前年度比で1.9%増加している。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度においては、引き続き就労者や収入増加者は少なくとも同程度は増加するものと想定し、目標に対する達成度合いは8割（40%）以上になると見込み、指標の達成状況としては「(△)」(概ね達成)と判断した。 ・指標3（「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）（アウトカム））については、その他の世帯の就労率を45%になるよう目標を設定していた。令和5年度実績値は現在集計中であるものの、令和4年度実績値は、33.6%であり、対前年度比で微減となっている。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度には、求人数も増加し、就労率は引き続き増加し、少なくとも令和2年度の水準（36.3%）にまでは回復するものと想定し、目標に対する達成度合いは8割（36%）以上になると見込み、指標の達成状況としては「(△)」(概ね達成)と判断した。
		【達成目標2：被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】 ・指標4（被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合（アウトカム））については、被保護者就労支援事業等により日常生活が改善した者の割合を令和5年度には24%と設定していた。令和4年度実績は、20.6%であり、新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度においては、電話での対応や、コロナ禍で実施されていなかった対面での支援も行われることから、目標に対する達成度合いは少なくとも対前年度から減少することはないと見込み、8割（19.2%）以上になると見込み、指標の達成状況としては「(△)」(概ね達成)と判断した。 ・指標5（被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合（アウトカム））については、被保護者就労支援事業等により社会生活が改善した者の割合を令和5年度には26%と設定していた。令和4年度実績値は、21.5%であり、対前年度比では4.1%減少しているが、これは長引く新型コロナウイルスの影響により、人が集まる場所に行けない等、状態像が改善するには困難な状況にあったことが要因であると想定される。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度においては、目標に対する達成度合いは少なくとも対前年度から減少することはないと見込み、8割（20.8%）以上になると見込み、指標の達成状況としては「(△)」(概ね達成)と判断した。
		【達成目標3：頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】 ・指標6については現在集計中であるが、令和3年度と令和4年度の実績を踏まえると増加傾向であり、令和5年度は50%程度に到達すると考えられ、目標値の8割を超える見込みであるため、目標達成に向けて進展があると評価した。

		<p>【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】 ・ 指標7、8については、全て目標値を達成している。</p> <p>【総括】 ・ 測定指標が8指標あるうち、主要な指標は6指標あり、概ね達成見込み((△))が5つ、達成(O)が1つという結果となっている。 ・ 主要な指標以外の指標は2指標あり、目標達成(O)と未達成見込み((×))で各々1指標ずつとなっている。 ・ 以上から、評価基準に照らし、目標達成度合いの測定結果としては④(進展が大きくない)、総合判定としてはB(達成に向けて進展あり)と判断した。</p>
<p>評価結果と 今後の方向性</p> <p>施策の分析</p>	<p>(有効性の評価)</p>	<p>【達成目標1:就労支援を適切に行う】 ・ 指標1～3について、稼働能力を有する生活保護受給者の就労支援に関しては、これまで、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置等の「被保護者就労支援事業」、また、就労意欲や基本的な生活習慣等に課題を抱える者に関しては「被保護者就労準備支援事業」に取り組んでいただいているところである。これらの就労関連事業の活用により、就労可能な被保護者のうち、就労に繋がり、自立に至っている実績も出ていることから、こうした取組が全体として一定程度有効に機能していると評価できる。 ・ 他方で、指標1については、令和4年度実績値は令和2・3年度実績値よりも低く、目標未達成見込み(×)となったが、その要因としては、長引くコロナ禍の影響により、引きこもり状態となり、就労に対する意欲喚起が困難となったこと等が考えられる。</p>
	<p>【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】 ・ 指標4、5については、令和4年12月20日に公表された「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」において、KPIの設定に関して、経済的自立だけではなく、3つの自立(経済的自立、日常生活自立、社会生活自立)の概念を念頭に置いた設定が必要とされたことを踏まえて、令和5年度よりこの目標を掲げている。この取組により、日常生活や社会生活の自立に課題を有する被保護者の状態像が改善された実績も出ており、こうした取組が一定程度有効に機能していると評価できる。</p>	
	<p>【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】 ・ 指標6については、自治体において、①一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に保健師等が付き添う等の指導の強化、②かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う医師の委嘱、③頻回受診指導を行っても指導に従わず、改善が見られないものを対象として、有効期限が1か月より短い医療券を発行し、指導の機会を創出する取組などを実施した場合に、必要な経費を補助する事業を実施しているところであり、対象者の約半数については改善が見られることから、こうした取組が一定程度有効に機能していると評価できる。</p>	
	<p>【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】 ・ 指標7、8については、被保護者については通常医療に係る患者負担が発生しないことから、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法改正により、医師等が医学的知見等に基づいて使用できると判断した場合には、後発医薬品の使用を原則とする取扱とされたところ。平成30年10月1日に施行されたことを受け、後発医薬品使用促進計画の策定などの自治体の取組も進んでいることが有効に機能していると評価できる。</p>	
	<p>(効率性の評価)</p>	
	<p>【達成目標1:就労支援を適切に行う】 ・ 指標1～3について、就労支援事業においては、令和3年度予算額(64.1億円)、令和4年度予算額(55.7億円)と減額している中、就労支援員数は増加しており(令和3年度3,047名、令和4年度3,102名)指標2および3においては前年度より実績値が上昇していることから効率的な取組が行われていると評価できる。</p>	
	<p>【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】 ・ 指標4、5について、就労準備支援事業において、支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため、対象者ごとに抱える課題や目標、支援の具体的内容を設定することとしている。また、対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行うこととしており、事業は効率的に実施されていると評価できる。</p>	
	<p>【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】 【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】 ・ 指標6～8について、後発医薬品の使用促進や医療扶助の頻回受診対策の取組を含む医療費適正化等事業は、毎年度事業内容を精査し、メニューの見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。</p>	
	<p>(現状分析)</p>	
	<p>【達成目標1:就労支援を適切に行う】 ・ 指標1～3について、新型コロナウイルスの影響などにより、目標値の達成は至っていない。その一方で、就労可能な被保護者のうち、就労に繋がり、自立に至っている実績も出ているところである。昨今、様々な就労形態がある中で、各自自治体では社会情勢の変化も踏まえ、就労支援を工夫したものの、新型コロナウイルスの影響は大きかったという声もある。これらを踏まえ、今後も被保護者の就労支援は、被保護者の自立に資するものと評価し、引き続き取り組んでいく。</p>	
<p>【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】 ・ 指標4、5については、目標値を概ね達成しているものの、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、自立に一定程度の時間を要する被保護者も存在していることから、引き続き、個々の状況や課題に応じて、効果的と考えられる支援メニューを企画・立案し、計画的かつ一貫した支援を進める必要がある。</p>		
<p>【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】 ・ 指標6については、これまで補助事業を通じて自治体における頻回受診対策の取組を支援してきているところであり、一定程度頻回受診の改善が図られている。一方、指導対象者の選定はレセプトから抽出して行うため、受診から実際の指導まで2ヶ月程度のタイムラグが生じることから、より早期支援の必要性が指摘されていることや、福祉事務所における専門職の関与等体制面の課題があり、これらの課題も踏まえた上で一層の取組を進める必要がある。</p>		
<p>【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】 ・ 指標7については目標値を達成する見込みであり、指標8については目標値を達成している。</p>		

次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
	【達成目標1:就労支援を適切に行う】 ・ 指標1～3について、目標値が未達成見込みの状況であるが、令和2～4年度の状況について各自治体に聞き取ったところ、新型コロナウイルスの影響により対面での就労支援が困難であったこと、就労意欲の喚起が困難であったこと、求人数の減少により就職先の選択肢がせばまったこと等の影響が指摘されている。新型コロナウイルスの影響が小さくなる令和5年度以降は事業への参加者数等は上昇するものと考えられ、また達成目標2に記載の制度の見直し(令和7年4月1日施行)による被保護者就労準備支援事業の効果も踏まえ、今後、目標達成のための一層の取組を実施していく。
	【達成目標2:被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化を行う】 ・ 指標4、5については、目標値を概ね達成している状況であるが、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)において、被保護者就労準備支援事業を法定化するとともに、保護の実施機関が必要と認める場合は、生活困窮者向けの就労準備支援事業を被保護者が活用できるよう見直しを行った(令和7年4月1日施行)ところ。今まで未実施であった実施機関においても新たに事業を開始することも想定されることから、目標達成のため一層の取組を実施していく。
	【達成目標3:頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上を行う】 ・ 指標6については、目標値の達成に向け、令和6年3月に開始した、医療扶助におけるマイナンバーカードによるオンライン資格確認の機能の一部である、資格確認実績ログを活用するといった新たな手法も活用した取組や、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律において努力義務として創設した、都道府県が、市町村に対し、広域的観点から医療扶助等に関する取組目標の設定・評価やデータ分析に係る必要な助言等を行う仕組み(令和7年4月1日施行)により、目標達成のための一層の取組を実施していく。
	【達成目標4:後発医薬品使用促進の取組強化及び後発医薬品使用割合の向上を行う】 ・ 指標7、8について、後発医薬品の使用割合に係る目標値を既に達成しており、今後は、医療全体の後発医薬品の使用割合の目標等を踏まえて検討する。

参考・関連資料等	・生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第21号)の概要 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001254570.pdf
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	保護課長 竹内 尚也	政策評価実施時期	令和6年7月
-------	--------	--------	---------------	----------	--------